

川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市地名資料収集懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的及び運営)

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地名に関する資料（以下「資料」という。）の適正かつ公正な収集等を図るため、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 資料収集の基本方針及び収集計画に関すること
- (2) (1)に基づく実態調査及び収集資料目録の作成に関すること

(委 員)

第3条 懇談会の委員は、教育委員会が学識経験者に就任を依頼する。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、必要に応じて教育委員会が召集する。

(関係者の出席)

第5条 教育委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、懇談会で知りえた秘密を洩らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。

(庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課において処理する。

付 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。
この改正要綱は、平成28年8月22日から施行する。